

目黒区立小・中学校におけるインターネットの利用に関する要綱

(平成11年5月26日決裁目教学庶第328号)

(平成13年3月31日決裁目教企第1142号の2改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、目黒区立小・中学校(以下「区立学校」という。)におけるインターネットの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(インターネット利用の基本)

第2条 区立学校においてインターネットを利用するに当たっては、児童・生徒及び関係者の個人情報保護に努めるとともに、児童・生徒の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進、国際理解教育の推進、総合学習の視点からの教育の推進等、教育課題の推進に寄与するよう努めなければならない。

(インターネットの主な利用形態)

第3条 インターネットの主な利用形態は、次の各号に定めるものとする。

- 一 情報発信及び受信 特別活動や各教科での学習事項のまとめ等を、学校のホームページに発信すると同時に、意見等を受信する。
- 二 情報検索及び収集 学習に関連する情報を検索、収集したり、関連する質問を送り、回答を得る。
- 三 教材作成 授業で活用できる画像データや文書データを収集、加工して、教材作りに活用する。
- 四 国内及び国際交流 電子メールにより、国内及び海外の都市、学校等との交流を行う。

(インターネット利用手続き)

第4条 区立学校の学校長(以下「学校長」という。)は、インターネットを利用しようとするときは、目黒区教育委員会電子計算組織の管理運営に関する規則(平成3年3月教育委員会規則第8号)第9条に規定するシステム等の報告をしなければならない。

2 学校長は、インターネットの利用の適正を図るため、インターネットの取扱いに係る規程(以下「取扱規程」という。)を定め、インターネット取扱責任者を置くものとする。

(ホームページ等による情報の発信)

第5条 インターネットを利用した区立学校の情報発信は、区立学校の公的名称を使用し、教育委員会が指定したインターネットサービスプロバイダ(インターネットへの接続サービスを提供する企業)等のサーバ(インターネット上における情報の受発信を制御するコンピュータ)において行うものとする。

2 学校長は、ホームページにより情報の発信を行う場合は、本要綱及び取扱規程に基づいた適

正な発信内容であることを事前に確認するものとする。

- 3 区立学校のホームページには、本要綱及び取扱規程を掲載し、情報発信がこれらの規程に基づいたものであることをホームページに明記するものとする。
- 4 区立学校のホームページに発信した情報の著作権については、その帰属先をホームページに明記するものとする。

(個人情報の発信とその範囲)

第6条 インターネットを利用した児童・生徒及び関係者の個人情報の発信は、学校長が学校教育のために必要と認めた場合に限るものとし、発信された個人情報により本人が不利益を被ることがないように、必要な対策を講じなければならない。

- 2 児童・生徒の個人情報を発信しようとするときは、本人及び保護者に対して、個人情報を発信する趣旨及び危険性を説明し、同意を得た上で、教師の指導のもとに発信するものとする。
- 3 区立学校のホームページに発信した個人情報について、本人若しくは保護者から、訂正・削除の要請があった場合には、速やかに適切な措置を講じなければならない。
- 4 インターネットで発信する児童・生徒の個人情報の範囲は、次の各号に定めるところによる。
 - 一 氏名 原則として姓を用い、名は使わない。ただし、教育上必要がある場合には、姓名を使うことも可とする。
 - 二 意見等 児童・生徒の意見等については、教育上の効果を斟酌し、発信することができる。
 - 三 写真 児童・生徒の写真を使う場合は、集合写真とするなど個人が特定できないよう配慮する。ただし、相手が特定される電子メールにおいては、教育上の必要に応じて、個人写真を使うことができる。
 - 四 住所、電話番号、生年月日、趣味・特技、その他の個人情報 これらは、発信しないものとする。ただし、相手が特定される電子メールにおいては、必要に応じて、年齢、趣味・特技等を発信することができる。この場合においても、住所、電話番号、生年月日は発信しないものとする。

(教師による指導の徹底)

第7条 教師は、インターネットを利用した教育活動を通して、他人の中傷をしないこと、著作権、肖像権、知的所有権に配慮することなど、ネットワーク利用における基本的モラルやマナーについて十分に指導し、情報発信者としての自覚と責任について児童・生徒が正しく理解できるよう努めるものとする。

- 2 児童・生徒が発信する情報は、原則として、教師の確認を経て発信することとする。
- 3 教師は、インターネットの特性を考慮し、教育上不適切な情報の取り扱い等の指導を徹底する。

(個人情報及びデータ等の保護)

第8条 学校長は、次の各号に定めるところにより、個人情報及びデータの保護に努めるものとする。

- 一 インターネットに接続するコンピュータを特定し、それ以外のコンピュータはインターネットに接続しない。
 - 二 インターネットの接続環境に応じて、回線を通じた外部からの不正進入を遮断する対策を講じる。
 - 三 インターネットに接続するコンピュータを他の用途に使用するとき、個人情報を含むデータは、フロッピーディスク等の外部記憶装置により管理することとし、コンピュータ内部の記憶装置には蓄えない。
 - 四 コンピュータウイルス（コンピュータシステムの動作を妨害する目的でつくられたプログラム）の発見、駆除、予防に努める。
- 2 学校長は、コンピュータシステム若しくはデータの改ざん等の異常が認められたときは、直ちにインターネットの利用を中止し、教育委員会に報告しなければならない。

（受信した個人情報の取り扱い）

第9条 インターネットを利用して受信した個人情報については、目黒区個人情報保護条例（昭和63年10月目黒区条例第16号）の定めるところにより取り扱うものとする。

（インターネット利用状況の報告及び指導）

第10条 教育次長は、インターネットの利用状況について、学校長に報告を求め、必要に応じて指導を行うものとする。

（インターネット利用基準の見直し）

第11条 学校教育におけるインターネット利用の進展に伴い、この要綱に規定した事項の見直しの必要が生じたときは、目黒区情報公開・個人情報保護審議会への諮問等必要な手続きを経て、第3条から第8条に規定する基準の見直しを行うものとする。

（委任）

第12条 この要綱に施行に関し必要な事項は、教育次長に委任する。

付 則

- 1 この要綱は、平成11年6月1日から施行する。
- 2 区立学校におけるインターネットの利用に関する要綱（平成8年10月14日目教学庶第715号）は廃止する。

付 則（目教企第1142号の2）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。